

温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度

①制度概要編

環境省

目次

01 制度概要編

1. 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の概要
2. 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象者
3. 報告内容
4. 公表方法

02 算定方法編

5. 排出量の算定方法

03 報告方法編

6. 排出量の報告方法
7. 排出量の公表方法

01

温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度の概要

温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度とは

1. 制度の概要

- 2005年(平成17年)、地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)の改正により2006年(平成18年)4月から施行
- 温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量の算定・国への報告を義務付け、国が報告されたデータを集計・公表する制度

2. 制度のねらい

- 排出者自らが排出量を算定することによる自主的取組のための基盤の確立
- 情報の公表・可視化による国民・事業者全般の自主的取組の促進・気運の醸成

算定・報告から公表までの流れ

01

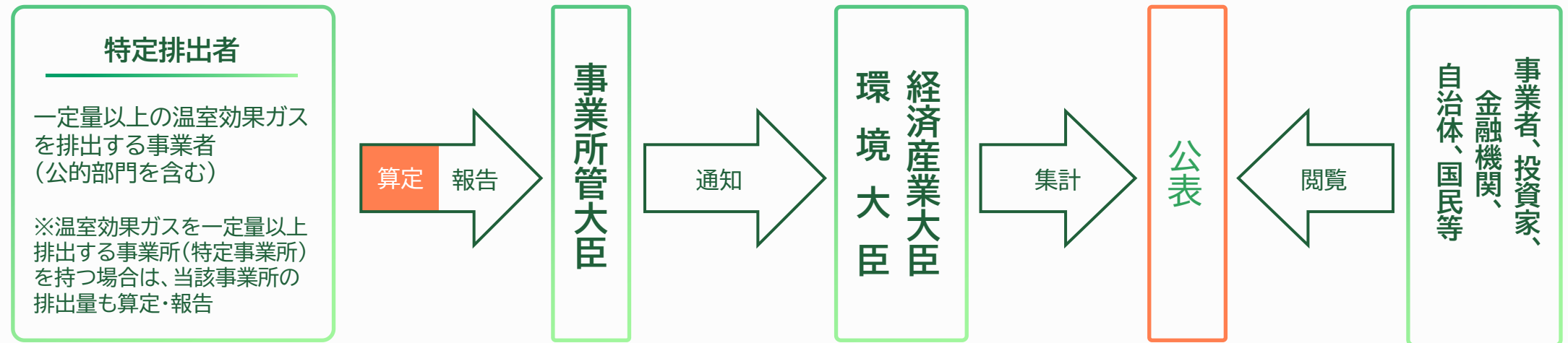
対象となる事業者(特定排出者)は、自らの前年度の排出量を算定し、自らが行う事業を所管する大臣に報告

02

事業所管大臣は、報告された情報を環境大臣・経済産業大臣(制度所管大臣)に通知

03

環境大臣・経済産業大臣は、通知された排出量とその関連情報を公表



※ 排出量の増減理由や排出削減の取組内容など、排出量に関する情報も任意で報告可能。

※ 特定排出者は、自身の排出量が公表されることで自身の権利利益が害される恐れがあると思料する場合は、事業所管大臣に権利利益の保護を請求することが可能。

※ 報告義務違反又は虚偽報告に対しては罰則。

算定する排出量の種類

◆ ガス別の温室効果ガス算定排出量(基礎排出量)

- 自らの事業活動に伴い、直接的又は間接的に排出した温室効果ガス排出量

◆ 調整後温室効果ガス排出量(調整後排出量)

- 基礎排出量を基本とし、クレジットの無効化量等を考慮し調整した温室効果ガス排出量

報告対象となる温室効果ガス

温室効果ガスの種類

エネルギー起源二酸化炭素	(エネルギー起源CO ₂)
6.5ガス エネルギー起源 二酸化炭素以外の 温室効果ガス	非エネルギー起源二酸化炭素 (非エネルギー起源CO ₂)
	メタン (CH ₄)
	一酸化二窒素 (N ₂ O)
	ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)
	パーフルオロカーボン類 (PFC)
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)
	三ふっ化窒素 (NF ₃)

02

温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度の対象者

報告の単位

1. 基本的事項

- 排出量は、事業者(法人)単位で算定・報告。
※特定事業所がある場合は、特定事業所単位の算定・報告も合わせて行う。
- フランチャイズチェーンは1事業者(連鎖化事業者)とみなす。

2. 地方公共団体が実施する事業の場合

- 地方公共団体に設置している一部の工場・事業場の資産管理等を各種法令に基づき首長以外の者が行っている場合には、当該地方公共団体とは独立した別事業者として、それぞれが事業者となり、算定・報告。

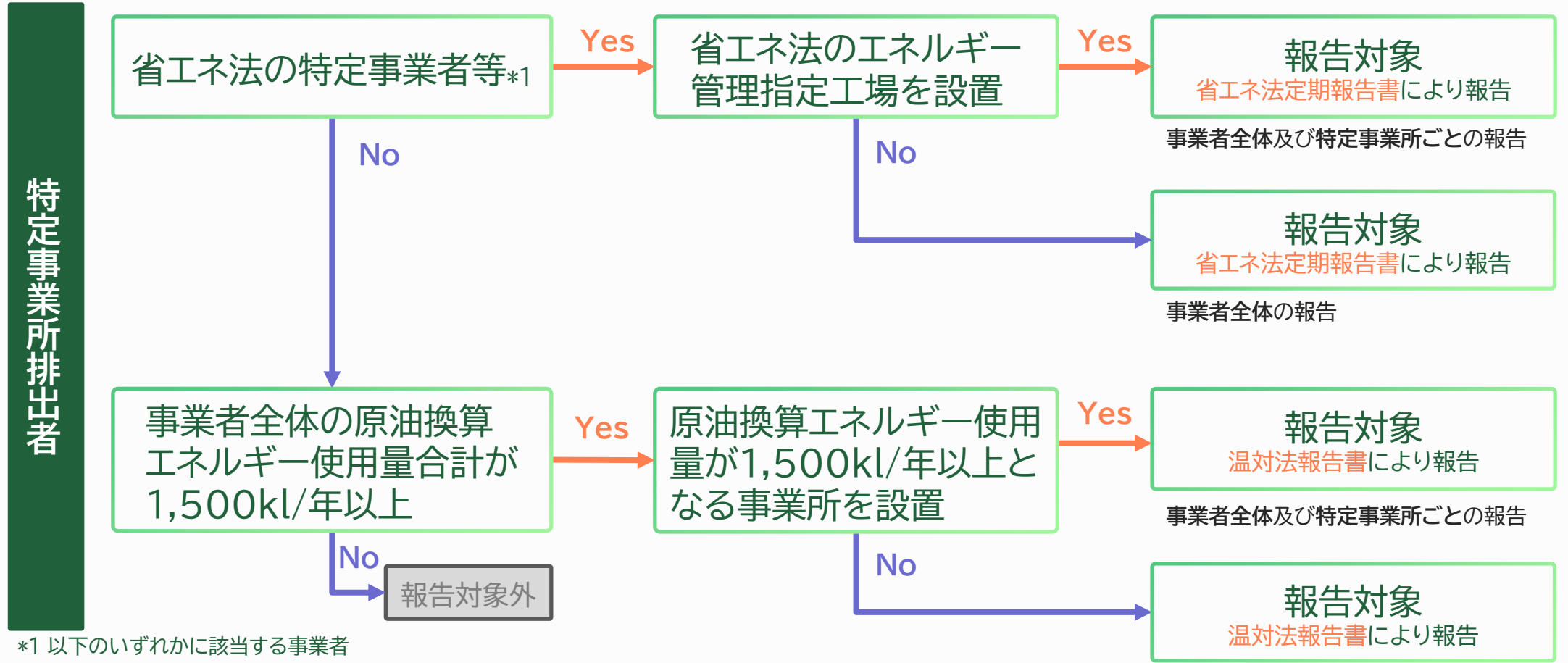
報告が必要な対象者(特定排出者)の種類

温室効果ガスの種類	算定対象者
エネルギー起源CO ₂	特定事業所排出者
	特定輸送排出者
エネルギー起源CO ₂ 以外の温室効果ガス(6.5ガス)	特定事業所排出者

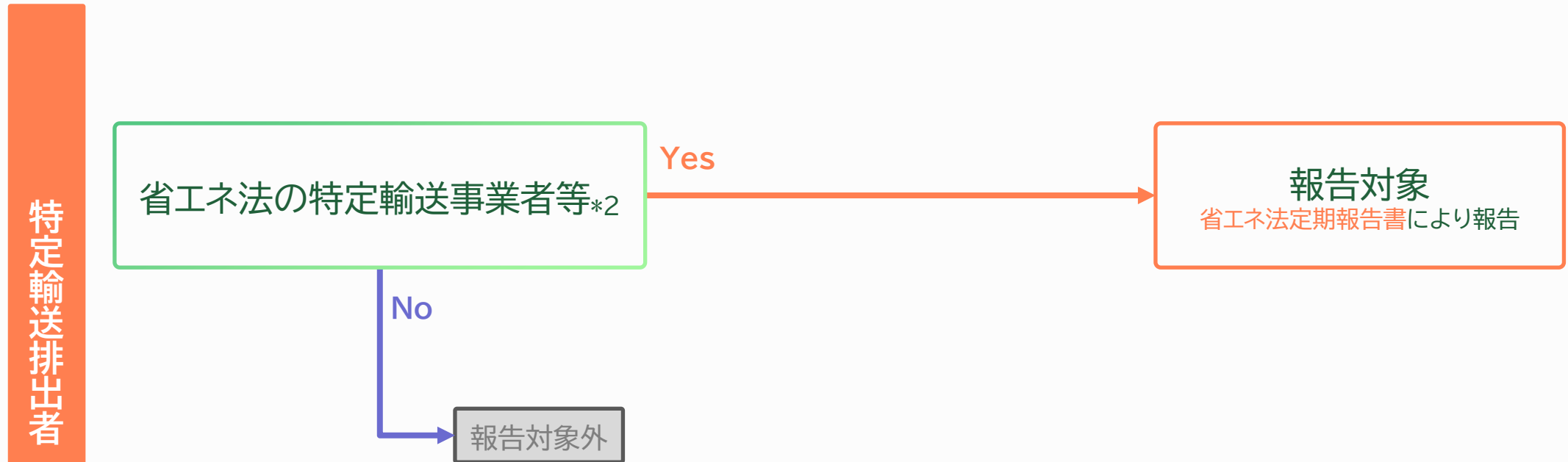
報告が必要な対象者とその条件

温室効果ガスの種類	算定対象者	対象となる条件の概要
<u>エネルギー起源CO₂</u>	特定事業所排出者	省エネ法で指定されている または エネルギー使用量が 原油換算1,500kl/年以上
	特定輸送排出者	省エネ法で 指定・認定されている
<u>エネルギー起源CO₂以外の 温室効果ガス(6.5ガス)</u>	特定事業所排出者	従業員21人以上 かつ 対象となる各ガスの 排出量が3,000tCO ₂ /年以上 (ガスごとに報告要否を判定)

特定事業所排出者に該当するかの判断フロー(エネルギー起源CO₂)



*1 以下のいずれかに該当する事業者
 ・省エネ法の特定事業者又は特定連鎖化事業者
 ・省エネ法の認定管理統括事業者又は管理関係事業者のうち、全ての事業所のエネルギー使用量合計が1,500kl/年以上の事業者
 (省エネ法の特定事業者等の定義に関しては、資源エネルギー庁の省エネポータルサイトをご参照ください。)

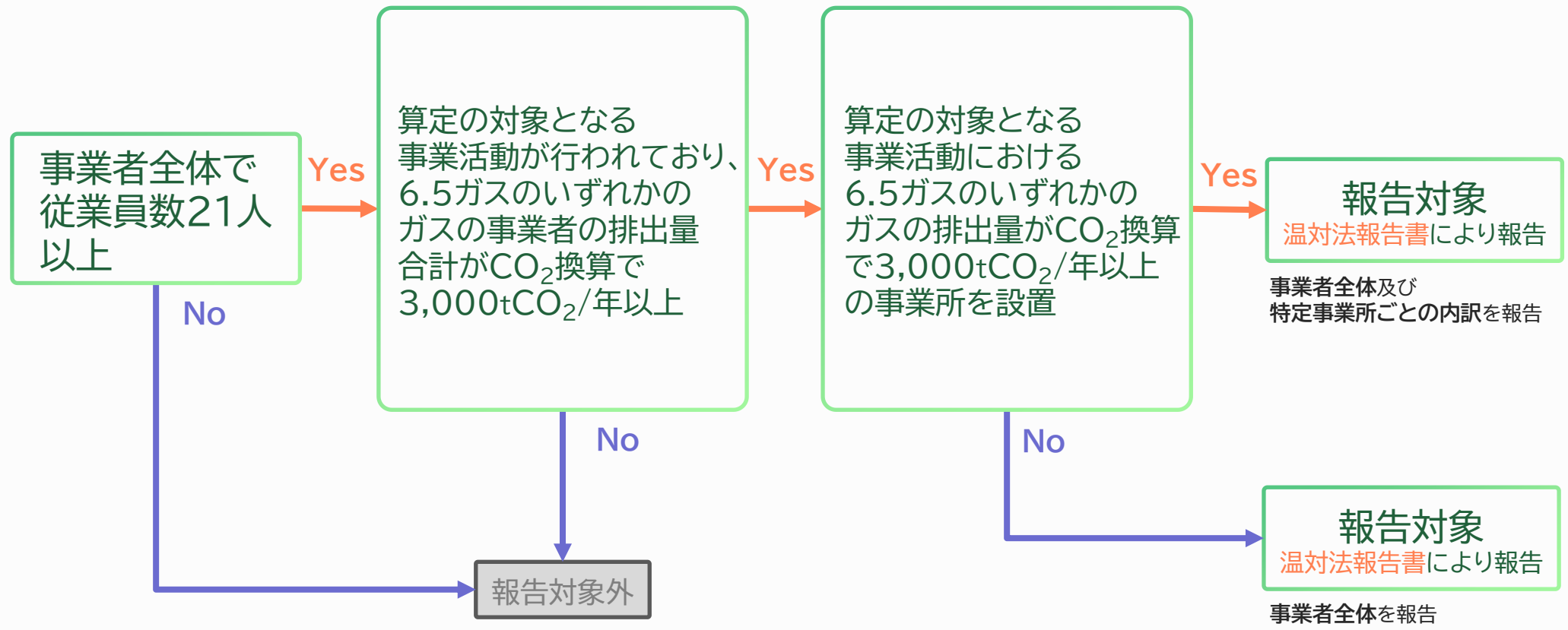
特定輸送排出者に該当するかの判断フロー(エネルギー起源CO₂)

*2 以下のいずれかに該当する事業者

- ・省エネ法の特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、特定航空輸送事業者、又は特定荷主
- ・省エネ法の認定管理統括貨客輸送事業者又は管理関係貨客輸送事業者のうち、輸送能力の合計が300両以上の貨客輸送事業者
- ・省エネ法の認定管理統括荷主又は管理関係荷主のうち、貨物輸送事業者に輸送させる貨物輸送量が3,000万トンキロ/年以上の荷主
(省エネ法の特定輸送事業者等の定義に関しては、資源エネルギー庁の省エネポータルサイトをご参照ください。)

特定事業所排出者に該当するかの判断フロー(6.5ガス)

特定事業所排出者



03

報告内容

報告内容

対象	主な記載事項	主な記載事項
6.5ガスの報告対象者 (必須)	<ul style="list-style-type: none"> 基本情報(事業者名、住所、代表者氏名、特定排出者コード等) 事業内容とその事業(業種)ごとの事業コード ガス別等の温室効果ガス算定排出量(基礎排出量) 調整後排出量とその算定に用いたクレジット等の詳細 多くの温室効果ガスを排出する事業所がある場合、その事業所ごとの詳細(別紙) 	温対法 様式第1
省エネ法の指定事業者 (必須)	<ul style="list-style-type: none"> 温対法様式第1と同様の内容 都市ガス・電気・熱等からの排出量の算定に用いた係数 省エネ法での指定の種類に応じた報告書を提出 	省エネ法 定期報告書
一部ガスの排出量を 非公表にしたい場合 (任意)	<ul style="list-style-type: none"> 非公表としたいガスの名称及びその排出量 権利利益が害される恐れがあると考えられる理由 その根拠となる事実 	温対法 様式第1の2
排出量に関連して、 様々な情報を報告したい場合 (任意)	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス排出量やその原単位の増減の状況 省エネ、再エネ等、排出量削減に関し実施した措置 サプライチェーン排出量、削減貢献量とそのための取組 第三者保証等、データの信頼性向上に関する情報 気候変動関連の目標、計画、情報開示に関する情報 	温対法 様式第2

04

公表方法

集計結果の公表

ホーム **温対法** ▾ フロン法 ▾ 自主的公表

集計結果の公表

集計対象とする特定事業所の所在地を選択した場合は、立地する特定事業所の排出量を都道府県・市区町村別に集計した結果が表示されます。
 ※ 「特定事業所とは、エネルギー使用量1,500kWh以上、または、温室効果ガスの種類ごとの排出量がCO2換算で3,000トン/年以上となる事業所を指しています。
 ※ 「集計結果データをダウンロードする」を押すと、グラフ種別の設定によらず、すべてのグラフ種別のデータがダウンロードされます。

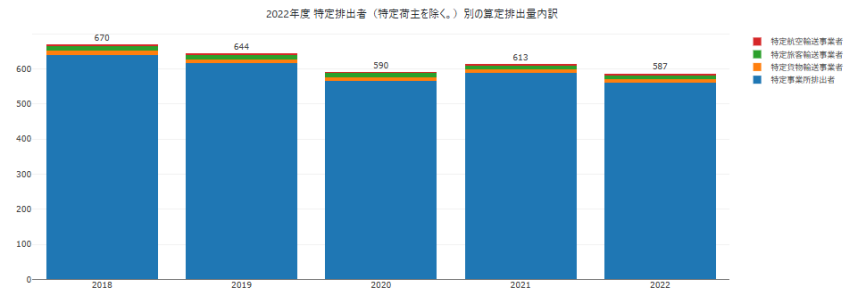
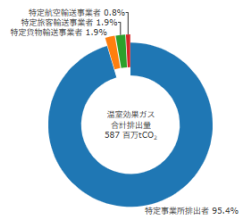
報道発表へのリンク
 ・ [2022年度集計結果に関する報道発表について](#)

集計項目に関する過去の変更については[こちら](#)をご確認ください。

集計年度 年度から過去5年

集計対象とする特定事業所の所在地

特定排出者（特定荷主を除く。）別の算定排出量内訳



温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 フロン類算定漏えい量報告・公表制度ウェブサイト

ホーム **温対法** ▾ フロン法 ▾ 自主的公表

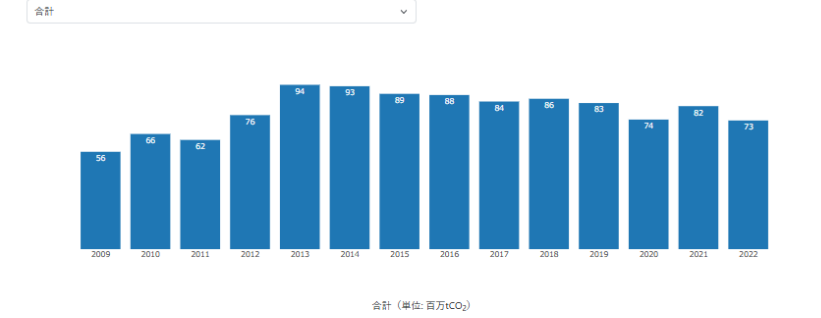
特定事業所排出者情報

特定事業所番号	名称	所在地	業種	2022年度算定排出量(百万tCO ₂ 換算)	2021年度算定排出量(百万tCO ₂ 換算)	2020年度算定排出量(百万tCO ₂ 換算)
00000000000000000000	株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇	東京都〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

※ 上記は最新の報告書に記載された情報です。

[当該事業所の特定事業所一覧はこちら](#)

温室効果ガス算定排出量推移



注意事項
 ・ 集計項目に関する過去の変更については[こちら](#)をご確認ください。

事業者が設置している事業所のうち、特定事業所に該当する事業所

※ 大企業では、事業所全体で生産の最適化を図るため、特定地域の活動で不完備な場合もあり、事業所単位のデータの単純比較には留意が必要。

事業者名	特定事業所数	算定排出量(百万tCO ₂ 換算)	報告率	ページ
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇%	<input type="button" value="開覧する"/>
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇%	<input type="button" value="開覧する"/>

算定・報告・公表制度Webサイト

The screenshot shows the top portion of the website. At the top left is the Ministry of the Environment logo. To the right are navigation links: 本文へ, サイトマップ, Q&A, and お問い合わせ. Below these are text size change buttons (小, 中, 大) and a search bar with the text '検索キーワードを入力' and a '検索' button. A dark green navigation bar contains the following menu items: HOME, 制度概要, 算定・報告, 集計結果開示請求, ツール・システム, and 説明会・検討会. The main content area features a large image of a globe with the text: 'このウェブサイトでは地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「算定・報告・公表制度」に関わる情報を提供いたします。' Below this is a 'HOME' link and a dark green banner with the text '温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度とは'. At the bottom left, there is a section for '重要なお知らせ' and a 'HOME >' button.

- ◆ 最新の制度
- ◆ 制度改定に向けた議論の状況報告
- ◆ 詳細な算定・報告マニュアル

算定報告公表制度

検索

お問い合わせ

グリーン・バリューチェーンヘルプデスク

【お問い合わせ対応表】

テーマ	主なお問い合わせ内容	参照先・お問い合わせ先
サプライチェーン排出量算定 TCFD SBT RE100 CFP	サプライチェーン排出量の算定方法等についてご不明点がある場合 TCFD・SBT・RE100・CFPIに関してご不明点がある場合	GVCプラットフォーム ・ サプライチェーン排出量：測る > 01 サプライチェーン排出量について ・ TCFD・RE100：知る > 04 脱炭素経営に向けた取組の広がり ・ SBT：知る > 05 排出削減目標の設定 ・ CFP：測る > 02 製品単位の排出量算定について 排出量算定に関するQ&A チャットボット GVCヘルプデスク（本サイト）
温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度 (SHK制度)	SHK制度における算定方法等についてご不明点がある場合 ※EEGS内の仕様や操作方法等に関するお問い合わせはEEGSヘルプデスクへ ※省エネ法に関するお問い合わせは省エネ法ヘルプデスクへ	SHK制度に関するQ&A 温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル チャットボット GVCヘルプデスク（本サイト）
電子報告システム (EEGS)	EEGSの改修点や仕様、操作方法等についてご不明点がある場合	EEGSポータルサイト EEGSヘルプデスク
省エネ法定期報告書	省エネ法上の対応や定期報告書の作成等についてご不明点がある場合	省エネ法ヘルプデスク
フロン排出抑制法	フロン類算定漏えい量報告・公表制度における報告方法等についてご不明点がある場合	フロン類算定漏えい量報告・公表制度ヘルプデスク
温暖化対策・環境政策全般	温暖化対策・環境政策全般に関するご意見、お問い合わせについて	MOEメール



チャットボットに質問する

◆ 略称:GVCヘルプデスク

GVCヘルプデスク

検索

